

令和3年10月12日

外務省

欧州局長 宇山秀樹 殿

経済局長 小野日子 殿

領事局長 森美樹夫 殿

在スイス

ジュネーブ日本人倶楽部商工部会

部会長

竹上嗣郎

チューリッヒ日本商工会

会長

神尾真次

## 経済活動における「WITH コロナ」フェーズに向けた要望書

日頃より、在スイスの商工部会、商工会の活動にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。現下の情勢に鑑み、この度、下記事項について要望いたします。

### 記

現在、スイスを含む世界の主要国においては、新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種状況に差はあるものの、全体として、人の往来や対面でのイベントも再開されるなど、社会・経済活動は復興の段階にあると理解しています。かかる状況を踏まえれば、我が国においても、ビジネス活動の再開、その活性化を図るべく、次の4事項の早期実現を要望いたします。

- (1) 入国時隔離期間の可能な限りの短縮
- (2) ワクチン接種完了者に対する帰国・入国後隔離期間の免除
- (3) 日本政府発行のものと同等のワクチン接種証明書を有する外国人に対する、原則査証発給と入国の許可とともに、それら措置の円滑な実施。また、これら外国人のうち、在留資格を取得した外国人の査証申請手続きの早期再開。
- (4) スイスから日本への入国に際しての必要な証明書に関する変更。具体的には、本邦からスイスへの入国時の措置と同様に、ワクチン接種完了証明書を追加し、同証明書を所持している場合には、PCR検査陰性証明書は不要とし、所持していない場合には、陰性証明書を必要とすること。

以上